変わりました

違法駐車はいけません。絶対にやめましょう。 六月一日から違法駐車の取り締まりが変わりました。

変わりました その • • •

度が導入されました象とした放置違反金の制車両の所有者などを対

ています。 は車検証上の使用者欄に記載され 支配、管理する者のことで、通常

変わりました その ・・・ **2**

行います
民間の駐車監視員が



放置駐車違反が確認された車両に

官も行います。
(2)確認標章の取り付けは警察その車両に確認標章を取り付けます。駐車違反の車両を確認した場合は、駐電運反の車両を確認した場合は、

車両の使用を制限する命令がされま

用する権限を有し、車両の運行を

使用者とは法律上、車両を使

られた常習違反者には、

一定期間、

則金と同額)の納付が命ぜられます。者(1)に対して放置違反金(反いなどの場合には、その車両の使用ついて、運転者が反則金を納付しな

放置違反金の納付を繰り返し命ぜ

ガイドライン (3)の定める場所要望を踏まえて策定され公表された駐車監視員は、地域住民の意見や

______ 変わりました

3

その

締まります時間の放置駐車も取り違反に重点を置き、短速反に重点を置き、短悪質・危険、迷惑な

なります。
きな妨げとなるほか事故の原因にもの車が繰り返して行えば、交通の大の車が繰り返して行えば、交通の大

実現を図ります。 章を取り付け、安全で円滑な交通の駐車時間の長短にかかわらず確認標放置駐車違反の車両については、

変わりました その・・・・ なな

なくなりましたないと車検が受けられな置違反金を納付し

放置違反金を滞納して公安委員会

■052(954)6177
愛知県警察 交通安全グループ

放置違反金を納付しないと車検手る強制徴収の対象となります。から督促を受けると、滞納処分によ

や時間帯に活動します。

署管内で駐車監視員の活動がス2 愛知県では名古屋市内の警察

タートしました。

ホームページなどで確認できます。

ガイドラインは愛知県警察



― 道路交通法の一部改正に伴う

車検拒否制度に関する規定の整備を命ずる制度に関する規定の整備車両の使用者に放置違反金の納付

に関する規定の整備取り付けに関する事務などの委託取り付けに関する事務などの委託放置駐車車両の確認および標章の

車両の使用制限に関する規定の整強化駐車に関する車両の使用者の義務

ご覧ください。 詳細は愛知県警察ホームページを

ホームページアドレス

http://www.pref.aichi.jp/police/ 問い合わせ先

6